



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年2月27日火曜日 第2953号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可...（市町振興課）98
保安林の指定施業要件の変更予定.....（森林整備課）98
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）98
道路の区域決定（県道松山空港線）.....（中予地方局管理課）99
道路の区域変更（県道美川松山線）.....（ " ）99
道路の供用開始（ " ）.....（ " ）99
道路の区域変更（県道松山川内自転車道線）.....（ " ）	... 100
道路の供用開始（ " ）.....（ " ）	... 100
道路の区域変更（県道広田双海線）.....（ " ）	... 100
道路の供用開始（県道広田双海線）.....（ " ）	... 100
道路の供用開始（県道久万中山線）.....（ " ）	... 100
道路の供用開始（県道池田中山線）.....（ " ）	... 101
道路の供用開始（県道松山川内線）.....（ " ）	... 101

告 示

○愛媛県告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成30年2月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

ア し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務（宇和島市、松野町及び鬼北町に係るものに限る。）の廃止

イ 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務（宇和島市、松野町、鬼北町に係るものに限る。ただし、宇和島市は、平成17年7月31日における北宇和郡三間町の区域に限る。）の廃止

ウ 管理型一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の追加

(2) 規約の変更事項

上記の事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

平成30年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成30年4月1日

3 変更許可年月日

平成30年2月20日

○愛媛県告示第177号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条

の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月27日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市大保木字平野丙50の2、丙50の5から丙50の7まで、字大捨丁18の1、丁21、丁24の1、字恵己47の2、己48、己50から己52まで、己54から己56まで、己58の1、己60

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月27日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山空港線	松山市南江戸五丁目744番 8 から 同市南江戸一丁目540番 1 まで	メートル 34.0~61.1	キロメートル 0.458	

○愛媛県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川松山線	東温市上林字上駄馬乙867番 3 から 同市上林字勇龍乙503番11まで	旧	メートル 4.1~17.3	キロメートル 0.947	
			新	11.3~47.1	0.947	
"	"	東温市上林字井ノ窪乙470番 9 から 同字乙469番 4 まで	旧	5.0~18.6	0.086	
			新	9.5~18.6	0.086	
"	"	東温市井内字國木原甲1321番 3 から 同市井内字宮川大道脇甲1358番 5 まで	旧	4.5~10.4	0.366	
			新	7.1~47.0	0.366	
"	"	東温市則之内字久尾乙703番 6 から 同市則之内字三島井出乙1202番 2 まで	旧	11.5~34.4	0.525	
			新	11.5~44.6	0.525	

○愛媛県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	東温市上林字上駄馬乙867番 3 から 同市上林字勇龍乙503番11まで	平成30年 2月27日
"	"	東温市上林字井ノ窪乙470番 9 から 同字乙469番 4 まで	"
"	"	東温市井内字國木原甲1321番 3 から 同市井内字宮川大道脇甲1358番 5 まで	"
"	"	東温市則之内字久尾乙703番 6 から 同市則之内字三島井出乙1202番 2 まで	"

○愛媛県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡松前町大字徳丸字北野1515番1地先から 同郡砥部町八倉1番7地先まで	旧	メートル 3.0	キロメートル 0.292	
			新	3.0	0.279	

○愛媛県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡松前町大字徳丸字北野1515番1地先から 同郡砥部町八倉1番7地先まで	平成30年 2月27日

○愛媛県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字中筋甲1795番2から 同町上灘字道ノ西甲1575番まで	旧	メートル 2.3～8.0	キロメートル 0.201	
			新	3.7～11.2	0.201	

○愛媛県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字小谷尻甲620番4から 同町上灘字竹ノ下甲692番2地先まで	平成30年 2月27日

○愛媛県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予市中山町大字出淵4番耕地1087番3地先から 同大字4番耕地907番2まで	平成30年2月27日

○愛媛県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	伊予市中山町大字出淵9番耕地163番10から 同大字9番耕地181番2まで	平成30年2月27日

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市北梅本町甲605番2から 同町甲603番3まで	平成30年2月27日